

鹿児島県警察からのお知らせ

乗合自動車の発進妨害は

交通違反です！

道路交通法第31条の2において、「停留所で乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして合図をした場合は、その後方にある車両は、乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない」ことが定められており、違反した場合は

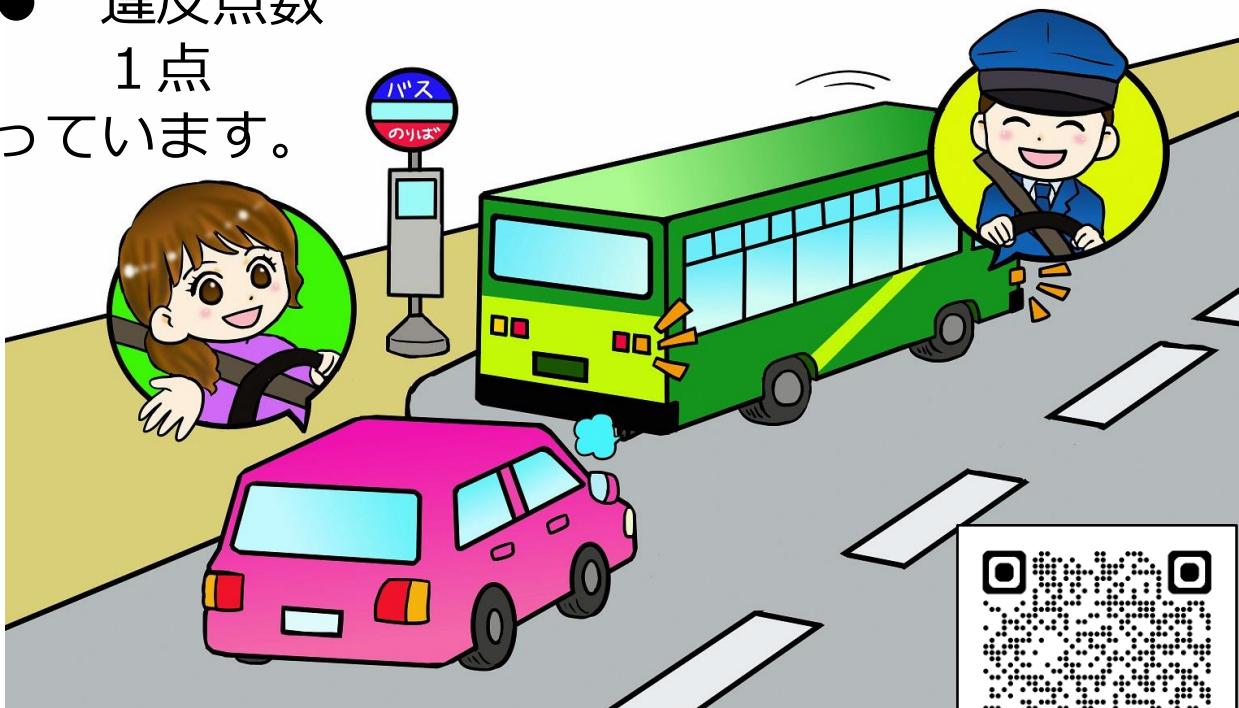
- 反則金

大型車	7,000円	普通車	6,000円
二輪車	6,000円	原付	5,000円

- 違反点数

1点

となっています。



鹿児島県警察ホームページ【交通安全】はこちら

